

「都道首都高速1号線等に関する事業」別紙ー29料金の額及びその徴収期間の一部について下記のとおり変更しました。

記

料金の額及びその徴収期間 記〔3〕一.中、(4)(ア)①表C及び表D中「小松川ジャンクション(仮称)」を「小松川ジャンクション」に、

別添2中

「
都道首都高速7号線
小松川JCT
(仮称)」を
「
都道首都高速7号線
小松川JCT」に、

「
都道首都高速葛飾江戸川線
小松川JCT
(仮称)」を
「
都道首都高速葛飾江戸川線
小松川JCT・
中環小松川」に変更する。

以上